

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

9. 会議の経過

令和7年9月12日（金）午前10時03分開議

○委員長（木村得道君） ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

初めに飯塚誠委員から本日の委員会に遅れる旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、本定例会において付託されました議案4件、陳情1件について審査いたします。

これより陳情について審査いたします。

陳情第4号、議会棟に傍聴者用優先駐車場設置を求める陳情について。

本件につきましては、陳情者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。陳情第4号を審査するに当たり、勝部裕史さんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（木村得道君） 勝部さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは、勝部さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（勝部裕史君） はじめまして、勝部と申します。

御存じない方いらっしゃるかと思って、一応自己紹介文も用意したんですが、時間が5分しかないということで割愛して本題に入らせていただきます。

今回の陳情内容、ごく簡単であります。我孫子市議会議会棟入り口付近に傍聴者用優先駐車場を設置してください。以上です。

何か御不明な点がありましたら、何なりとお聞きいただければ何でも答えます。

○委員長（木村得道君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

○委員（椎名幸雄君） この専用というか優先駐車場ということでございますけれども、今、議会開催中はこちらの向こう側に議員用の駐車場が設置されて駐車をしてくださいということで表示されております。

この棟のすぐそばと、それからあと、その隣のところにかなりのスペースということで駐車場を設置してございますので、これを利用して、例えば議会開催中に、あそこに議員駐車スペースということで表示されておりますけれども、これに議員駐車場及び傍聴者駐車場を御利用くださいということで、表示をすることによって優先となると、ここを優先ですよということ、何台か分の駐車スペースを確保しておく、またいろいろ来なかったり、あるいはまたほかに来庁者で利用する人

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

もおりますので、そこは空いてしまうと、もし来なかったりですね。ですから、一部、要するにここを利用してくださいと駐車場、議員とそれから議会開催中は傍聴者の方が御利用くださいというような表示をしておくことによって、十分傍聴者の方にも利用できるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○参考人（勝部裕史君） 優先なので、委員さんがおっしゃったとおり専用ではないので、議会がない場合は、当然ほかの方が利用して大丈夫なような内容です。

あともう一つ、優先駐車場の大事な点というのは、入り口付近ということですね。今おっしゃっていただいたところもすごくありがたい場所なんですけれども、理由に書いてある高齢者の方、障害を持っている方、また子ども連れの方といった方に長く歩かせるよりは、議会棟の入り口、階段付近に駐車させていただいたほうが、より市民に対しては開かれた議会になるのではないかなと思います。

重ねて言いますが、傍聴者がいなければ、優先ですからほかの方が使っていて構いません。

○委員（椎名幸雄君） 例えば、今おっしゃった議会棟のすぐそばということで、今、駐車場としては、機能されてないところもございます。ただ、駐車場ですよということで表示されていないわけですね。

私の妹も障害者で、たまに傍聴に来ます。それでも十分こちら側に、車椅子ですから車椅子を置いて、介護者が一緒に上に行けるということで、そこになくても十分介護の方というか、ヘルパーさんが一緒にやっていただけますので、こちらのすぐそばじゃなくて、この隣のところの議員のところにもそのようなスペースというか、表示をしておけばよろしいかと思うんですけど。

○参考人（勝部裕史君） 横のスペースを使わせていただくのも大変ありがたいです。

もう一度言いますが、優先駐車場というのは、デパートであったり、コンビニであったり、ほかの公共施設であったり、入り口付近にないと優先駐車場の意味がないんですね。それから、今現在でも、また私何回か議会に来たときでも、階段付近、それから階段の内側のひさしのある部分に必ず車止まっていますよね。ということは車を止めていいということなので、そこを数台空けていただければ、傍聴者の方がそこに止めて、雨の日でもぬれずに議会を見に来ることができるということで、開かれた議会という意味では、大変入り口付近のほうがよろしいんじゃないかなと私は思います。

○委員（深井優也君） 今、ひさしというのはピロティの下のことでしょうか。

○参考人（勝部裕史君） はい。

○委員（深井優也君） 承知しました。あちらは結構狭くて、職員の方も何回も切り返して入っているようなイメージもあるんですけども、むしろそこで大丈夫なのかなと思ったところなんです

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

けれども。それよりは、今、椎名委員から提案があった空いているスペースで、鳥博さんとかが区画こそないですけども、そっちのほうのが路面なんていうんでしょう、青空にはなっちゃいますけれども。むしろそっちのほうがいいのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

○参考人（勝部裕史君） こちらはお願いしている立場なので、どちらでも構いません。階段に近いところがいいかなと思っています。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

陳情第４号、議会棟に傍聴者用優先駐車場設置を求める陳情について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

陳情第４号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前１０時１１分休憩

午前１０時１８分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

陳情に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

これより採決いたします。

陳情第４号、議会棟に傍聴者用優先駐車場設置を求める陳情について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（木村得道君） 起立多数と認めます。

よって陳情第４号は採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１０時１９分休憩

午前１０時２２分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これより議案について審査いたします。

議案第1号、我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（芥川崇二君） それでは、議案第1号、我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

初めに提案理由です。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、既存の部分休業について取得することができる時間帯の制限を撤廃し、及び1年度につき10日相当を超えない範囲内で1時間を単位として取得できる部分休業の形態を新設するとともに、妊娠、出産等の申出をした職員等に対する意向確認等の措置を定め、併せて関係条例の条文を整備するため提案するものです。

初めに、第1条の我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案資料で御説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で30分を単位として取得できる形態、第1号部分休業に加え、1年度につき10日相当の勤務時間を超えない範囲内で1時間を単位として取得できる形態、第2号部分休業を新設するものです。

また、これまで部分休業は、勤務時間の初め、または終わりに限り取得可能となっていました、取得可能な時間帯の制限を撤廃し、どの時間帯においても第1号部分休業を取得することができるようにします。部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年度ごとに、あらかじめ第1号部分休業と第2号部分休業のいずれかを選択して、任命権者に申し出るものとします。この申出は条例で定める特別の事情がある場合を除き、変更することはできません。

特別の事情につきましては、恐れ入りますが、議案書の5ページにお戻りいただけますでしょうか。議案書5ページの下段、第18条の5を御覧ください。下から10行目、条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより変更しなければ、職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とします。

6ページ中段の第20条は、育児休業法の委任を受け、条例で定める部分休業の取消事由を定めるものです。条例第18条の5に規定する特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したときに、部分休業の取消事由に該当するものとして整理します。

次に、第2条の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いたします。

議案資料の２ページをお開きください。

（２）仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等、こちらが新たに定める条例第１９条の内容となります。妊娠、出産等についての申出をした職員及び３歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及び、当該制度の利用に係る意向確認等の措置について定めるものです。

（３）は、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第１９条第２項で規則に委任した機関についてです。３歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等を実施する期間を対象職員の子が１歳１１か月に達する日の翌々日から２歳１１か月に達する日の翌日までの１年間とします。

最後に、第３条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の９ページから１１ページにかけてとなります。

１０ページ中段の第１５条は、職員が勤務しない時間について給与を減額する旨の規定となりますが、給与が減額される事由ごとに個別に定めるのではなく、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員と同様の取扱いをすることとして包括的に定めるものです。

議案書の１１ページ附則です。

この条例は令和７年１０月１日から施行するものとしますが、附則第３項の３歳に満たない子を養育する職員に係る仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等に係る規定については、公布の日から施行するものとします。

以上で議案第１号の説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 御説明ありがとうございます。

内容等に関しては、本当にこれ大事なことだなというふうに理解はしているんですが、ちょっとこれに関係する形で、要は先ほどお話がありました任命権者に申し出るというような内容がありました。ここの内容によると、１時間とか３０分単位とか時間の内容も書かれているということで、ちょっと気になったのは、こういった申出をしたときに、本市としては管理システム、例えば人事課の方が休業しますよとか、休暇しますよとか、時間取りますよとかいうのを、各担当の課長さんや部長さんに伝えて、それをシステム管理されて、あるいはＤＸでされているのか、それとも電話とかメールでそういったのを申し出て許可をもらうのか、そういったところの管理の方法というの

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

はどのようなになっているのか、お聞かせください。

○人事課長補佐（芥川崇二君） 現行においては、申出という制度がございませんので、請求からとなります。請求からどのようにやっているかといいますと、庶務管理システムの中で職員が申請をすることによって、所属長が把握しますし、人事課としても把握をしておりますので、その一定の流れで、その職員が所属長、人事課が把握しているシステムとなります。

10月1日以降につきましては、申出という新たなルールが加わりますので、こちらのほうは今、庶務管理のほうで請け負っている業者と調整をして、そこがシステムでいけるかどうかというところをやっているんですが、現状のところその申出というものはシステムを活用することは難しく、ちょっとその他の方法で、紙媒体なのか、それ以外の電子的なところで確認するのか等、今、人事課のほうで検討しておりますので、今後、ちょっとそちらのほうは調整をしていきたいと考えております。それ以外の請求以降については変わりはありません。

○委員（西川佳克君） 丁寧な説明ありがとうございます。

今、お話しされたように、本当にこれから10月1日、私、そこも気になっていたんですが、要は本市のシステム管理とか人事課のいろんなシステム、以前からいろいろシステム、不都合とかいうのが出ていましたので、そういったことが対応されているのかということと、それからさっき言った紙媒体にするのか、あるいは職員同士のメールのやり取りでやるのか、そういったところを管理体制をしっかりとされていかないといけないのかなというふうに感じていますが、この辺りはいかがでしょうか。

○人事課長補佐（芥川崇二君） そちらのほうにつきましては、職員が滞りなく部分休業を取れるよう、所属長の把握、人事課の把握、それを徹底をする上で、その方策として紙媒体などがあるのかということについては、これから人事課内のほうで協議をして、そこは進めていきたいと考えております。

○委員（西川佳克君） ぜひそれもスムーズに対応できるようにしていただいて。例えば紙媒体であれば、それはちゃんと記録が残って、何月何日あるいは時間。私は時間というのがすごい気になっていて、非常に時間単位で、加算していけば10日間とかってなると思うんですが、そういった細かいところになると、やっぱりメールなりシステムなりに入力すれば、お互いその時間の節約にもなるし、そういったところも必要かなというふうに思います。

これは担当課が違うかも分かりませんが、システム管理等に、行政管理等にまた素早く対応していただきたいと思いますので、この辺りしっかりしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第 1 号に対する質疑を打ち切ります。

議案第 5 号、我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○警防課長（齋藤誠君） それでは議案第 5 号、我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書の 30 ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

将来にわたり地域の防災力を高める組織体制を維持するため、消防団の組織を見直すことから、団員の定数を改めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

次に、改正する条例について御説明する前に、改正する消防団組織について御説明をさせていただきます。

現在地域の消防・防災体制を担い、献身的に活動していただいています本市の消防団であります。少子高齢化や社会環境の変遷等により消防団員の確保が難しく、定数を満たしていない状況が続いており、将来の消防団組織運営にも大きく影響を及ぼすことが懸念されます。このような状況から、消防団員の皆様と十分に協議を行い、将来にわたり地域の防災力を高める組織体制を維持するため、我孫子市消防団組織改正基本計画を令和 6 年 12 月に策定しましたので、この計画に基づき消防団組織を改正します。

議案資料 16 ページを御覧ください。

（2）改正前の消防団組織図となります。

現在の消防団組織については、1 消防団本部、6 方面隊、21 個の分団が配置されていまして、消防団員定数が 266 人となっています。

次に、議案資料 15 ページを御覧ください。

（1）改正後の消防団組織図になります。

改正後の消防団組織については、1 消防団本部、4 方面隊、16 個の分団に加え、新たに女性分団となる団本部付け分団を配置した消防団員定数 222 人となる消防団組織に改正します。

次に、議案資料 17 ページを御覧ください。

2、消防団の管轄区域の資料となります。

改正後の管轄区域については、分団ごとの管轄を廃止し、方面隊ごとの管轄となります。このことで流動的で柔軟性のある災害対応の体制が確保でき、方面制度の強化が図られます。

次に、議案書の 31 ページを御覧ください。

改正する条例について新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

第2条では、消防団組織の改正に基づき、消防団員の定数を266人から222人に改正するものです。

第11条第2項では、消防団の組織改正に併せまして消防団員の活動内容に応じた報酬とするため、年額報酬を支給しない団員を規定するものです。

なお、この規則で定める団員については、議案資料15ページの組織図の最下段に記載しています。器具置場等の維持管理を行い、消防団本部に属する団本部付け分団以外の団員となります。

次に、第5項では、年額報酬の支給方法を四半期に分けての支給から、当該年度分をその翌年度の4月に1回で支給するため改正するものです。

次に、第6項では、消防団員の災害等の出動に関わる出動報酬を、今までどおり四半期に分けて支給するため規定するものです。

この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、条例案は令和7年6月16日から7月15日までのパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

以上で議案第5号の説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（佐々木豊治君） ただいま説明いただきましたけれども、昭和41年から266名というのはあったんじゃないかと私は思っているんですけども、今度222名という形ですから、ざっくり言うと44名の方が減員になるわけですね。そのことに対してちょっと説明いただければと。何か不都合が生じるんじゃないかなと思っているんですけども、逆に少なくなるわけですから。その辺をお願いいたします。

○警防課長（齋藤誠君） 団員の方々は、日夜献身的に活動していただいているんですけども、社会環境の大きな変遷等により、なかなか分団員のほうが集まらない状況があります。この状況を踏まえて消防団の皆様と十分に協議を行いまして、先ほどお話ししたとおり消防団の基本計画をつくりましたので、この基本計画に基づいた改正ということで222人に改正していますので、人数的には適正な数字でございます。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員（飯塚誠君） ただいまの佐々木委員の関連なんですけれども、これ今の定数が削減、うちだけじゃなくて、どこの自治体も消防計画全体を見直して、集まらないもんだから定員を減らすという方向になっているようです。

それで僕が疑問なのは、この分団の定数が適正でないから見直したのか、それとも今言ったよう

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

になかなか集まらないので編成、方面隊を見直したじゃないですか。方面隊全体で言うと、分団の定数はあくまで変わらないんだと、方面隊でそこを工面することにしたんだと、どちらなんでしょう。

○警防課長（齋藤誠君） この基本計画でも御説明しましたがけれども、なかなか地域の実情で現在も分団の運営が難しい分団もありますので、そこら辺のほうは再編を行いました。そういうことで再編を行って、各分団のごとの定数というのは12人、13人と変わらないんですが、再編を行ったことで、その合計の分団の定数が222人ということで、定数を改正させていただきます。

○委員（飯塚誠君） そうすると、分団の定数は変わっていないと。いわゆる方面隊の組替えによって、ゆとりを持っているところと、もう割れているところというのを工面したときに、何かこの定数でいけるというのであるとすれば、分団の定数はそれぞれ、今ですよ、何名で、どこが何名削れているんだと。だけど方面隊としての定数は、今の編成だと何名なんだと。だけど、今度の新編成だと、この枠内に収まるというよというところを示してもらいたいんですけど、図か何かで。

○警防課長（齋藤誠君） ちょっと今その図はありませんが、再編を行うところは、まず青山地区の4分団、この4分団がなかなか運営が難しいということで3分団と再編させていただきます。あと再編を行うのは、この組織の図で資料にも説明しましたが、11分団と12分団、これは中峠地区なんですけど、これが再編を行います。あと、15分団、16分団、これも再編を行います。あと10分団、布施と平和台の18分団、これもなかなか運営が難しく、今現在も運営が難しい状況なので、ここの分団のほうは廃止という形にさせていただいております。

○委員（飯塚誠君） それは先ほど説明で、私も理解しました。そうじゃなくて、分かりにくいから、いわゆる分団の定数は昔だと何名だったんだと。今も何名で変わらないと。だけど、その管轄を変えることによって、方面隊でいくとそれはクリアしているよというところを示してほしいと。後刻で構いませんので、図で示してください、分かりやすいように。全く分からない、これ。多分市民の方がこれを議案と議案資料見ても全く理解できないと思います。

○警防課長（齋藤誠君） はい、分かりました。それでは後ほど飯塚委員に図の資料を提出させていただきます。

○委員（飯塚誠君） そのときに、いわゆる今の分団はこれだと、定数はと。何名今欠けているんだと。新分団だとこの定数だと。だけど方面隊の中で何名って分けられてて、今度の定数が何名だと。そうすると枠内で調整できているんだというのが分かるじゃない。そういうこと言ってるんですよ。大丈夫です。後刻待ちます。

○委員（椎名幸雄君） この消防団の組織改正基本計画が、令和7年3月議会において消防団の組織改正について消防本部より説明がございました。また私のほうも、6月の議会において概要について説明をさせていただきました。また、定数が266から222に変わりましたということと、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それから21分団が16分団に編成されたということ。そしてまた、地域もダブっていたところや何かが、東から西のほうにスムーズに分団の地域が変わったということの説明を受けましたので、これについては理解をいたしました。

今回は、年額報酬を1年間4回に分けて支給するというものとなりまして、年額報酬が当該年度分を翌年度4月に支給するということになりました。この変わった理由というか、変更された理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○警防課長（齋藤誠君） 消防団という身分を持つことの日常的な活動に対する基本的な性格を持つ年額報酬は、年額と定めていることと、あと年額報酬支払い時の集計処理の適正化を図るためにも、消防団員の皆様と十分に協議し承認をいただき、年4回の支給から年1回の支給に変更させていただきます。

○委員（椎名幸雄君） これは分団員の方々と十分に協議をされて、それで理解をさせていただいて変更になったということ、やはり団員個々によりましては、年額よりも4回というような方もいらっしゃると思ったんですけれども、それは十分分団員の方に御理解をいただいたんでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 委員のおっしゃるとおり、消防団の皆様の役員会議、分団長会議等でも御報告をさせていただきまして、承認をいただきました。

○委員（椎名幸雄君） 次に出勤報酬の支給方法、これも変更になっておりますけれども、この変更になった理由についてお聞かせください。

○警防課長（齋藤誠君） 各種災害の出勤に関する報酬、これは出勤報酬で支給しているんですけど、このことは改正前も年4回で支給しておりましたので、引き続き出勤報酬も年4回で支給しますので、条文を整備させていただいたものです。

○委員（椎名幸雄君） 分かりました。

私のちょっと理解不足だったんだと思うので、すみません。

以上了解いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

○委員（深井優也君） 関連をお願いします。

団員の理解を十分にした上で、翌年の1回にまとめたということ理解しましたが、それで業務効率を図ったというのは分かるんですけれども、それであれば出勤報酬のほうも、理解があるのであれば翌年の1回でよかったのかなと思うんですけど、この辺の協議とかはされたんでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） これも協議しました。出勤報酬については、各種災害また行事等に参加した分の報酬となりますので、今までどおり年4回の支給のままで支給していただきたいというお話もありましたので、改正後も引き続き年4回の支給とさせていただきます。

○委員（深井優也君） 協議の上でそういった要望があったということで行っているということを理解しました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

この振込に関してはいろんなことでもそうなんですけれども、やっぱり回数をまとめることで振込手数料とかそういった部分で有利に、財政というか、お金的にはいいのかなとは思うんですけれども、実際これによってどれぐらいその削減効果があったのかとかというのは出たりするんですか。

○警防課長（齋藤誠君） 振込につきましては、各自の口座に振り込んでいるんですけれども、前年度は振込手数料が発生しませんが、今年度4月から発生するんですけれども、支払いの振込については、報酬も含めて市全体で会計課のほうで振り込んでいますので、具体的な数字のほうは分かりませんが、年額報酬だけを考えれば年4回から1回に改正することで、若干ではありますが振込手数料のほうも削減されると考えております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

その若干の積み重ねがやっぱり大事なのかなとは思いますので、その財政的、お金的なところもやっぱり念頭に置いた上で考えていく必要があるかなと僕も思っていましたので。

質問は以上です。ありがとうございます。

○委員（芹澤正子君） 現在女性の団員は何人いらっしゃいますか。

○警防課長（齋藤誠君） 女性団員については現在10名います。

○委員（芹澤正子君） 資料の一番最後に「条例11条2項の規則で定める団員」というのがあって、「年額報酬を支給しない団員は、団本部付け分団（女性分団）以外の団本部付け団員とする。」とあるんですが、これはどういう人を指しますか。

○警防課長（齋藤誠君） 先ほど条例の条文の説明でもさせていたんですが、15ページの改正後の（1）の組織図の最下段に記載してあります消防団本部に属する女性分団となる団本部付け以外の団本部付け団員ということで、これが年額報酬を支給しないという団員になります。この団員につきましては、女性団員は今まで本部付け団員だったんですけれども、改正後は女性分団として設置しますので、年額報酬のほうは支給します。

ただ、この団本部付け団員については、この改正の中で消防団の皆様と十分に協議したんですけれども、各分団に配置する分団と本部付けに配置する分団員、これは消防団のOBの団員になります。この消防団のOBの団本部付け団員については、通常やっただいてはいる器具置場の点検とか、そういうのは実施しません。大きな災害とか団本部の役員の要請により出動していただく機能別分団的な要素が高い団員となりますので、年額報酬のほうは支給しないということで定めさせていただきました。

○委員（芹澤正子君） 本部付け団員は、今、そのOBたちは全部で何人ですか。

○警防課長（齋藤誠君） 現在は男性の団本部付け団員は1名となっております。

○委員（芹澤正子君） すると、新しい体制で、操法大会がだんだん、みんな操法大会に向けて全分団が練習するというやり方では今なくなっているんですが、今後操法大会はどういうような流れ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

でいきますか。

○警防課長（齋藤誠君） 以前、芹澤委員にも、市内の操法大会を開催していましたので、見学に来ていただいたんですが、現在は開催しておりません。

ただ、支部操法大会というのがありまして、そこには我孫子市の代表として分団が出るような形でなっております。

○委員（芹澤正子君） 我孫子の代表として出るというのは、どういうふうにして選ばれて操法大会の練習しているんだろうとずっと思っていたので、そのやり方を教えてください。選び方を教えてください。

○警防課長（齋藤誠君） その都度、消防団の役員さんの皆様と協議して代表分団を選考するんですけども、基本的には一つの方法として輪番制でやっております。ただ、なかなか輪番制で出るのが難しいなとかいうときがあれば、ぜひ出たいという分団がありましたら代表分団として出動していただくような形になっております。

○委員長（木村得道君） 芹澤委員に申し上げますけど、議案に関する内容からちょっとずれ始めていますので、そろそろまとめてください。

○委員（芹澤正子君） 最後にまとめて。どこも人数が少なくなっていますが、女性防火クラブも今年解散式を行いました。今、昔は女性防火クラブじゃなくて、婦人防火クラブという名前でしたけれど、役員の成り手がなくて、消防署の職員が代表を務めていたりしました。

市民活動がどんどんあちこちで縮小されていますが、残ったメンバーでもしっかりやって、特に操法大会の練習なんか見えていて本当に毎日毎日練習して、御飯も食べずに夜遅く集まって練習しているのを度々見てまいりましたので、どうぞ消防団の活動がこれからもしっかりなされるように要望して終わります。以上です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

次に、議案第8号、我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 議案第8号、我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書46ページを御覧ください。

提案理由ですが、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における選

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

挙運動用のビラ及びポスター作成の公費負担に係る限度額を引き上げるため提案するものです。

議案書４７ページを御覧ください。

第６条及び第８条においては、選挙運動用のビラ１枚当たりの作成単価を７円７３銭から８円８３銭に引上げます。

４８ページを御覧ください。

第１１条においては、選挙運動用のポスターの１枚当たりの作成単価を５４１円３１銭から５８６円８８銭に引き上げるものです。

本条例の施行時期につきましては、附則に記載のとおり公布の日からとし、その適用については、この条例が公布された日以後に告示される選挙からとするものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただけますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（飯塚誠君） これは公報のビラも選挙ポスターも、法律の改正によるところによるとね、国会で審議をされたことによると、物価高騰等でこの枠内を超えちゃって、この予算でやっていく上で払えないということになったら困るからみたいな説明が、私の認識が正しければ合っていると記憶しているんですけど、現実問題として、この公報ビラなりポスターというものの単純単価が上がっているという認識でよろしいんでしょうか、市場価格。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 国のほうの計算では上がっているということで聞いております。

○委員（飯塚誠君） 地域の実情としてはどうなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 市のほうで確認はしておりません。すみません。

○委員（飯塚誠君） この法案と関係なく、やっぱり私は確認したほうがいいと思うんです。

私がちょっとヒアリングした感じだと、やっぱり物価は上がっているんだけど、この現在の公職選挙法で、これ単純単価で聞いていると賄えないなと思われるところは、やっぱり村とか、あと漁港のほうとか、いわゆる東北の奥地とかね、そういうところに行くと、確かに紙の価格がめちゃくちゃ高いですよ。それで、多分補えないなと。ところが首都圏に行くと、どうやら私の感覚、何社か聞いた感じだと、補えそうな感じなんですよ。

だから、これは法律でこれを超えちゃったら選挙にならないから、これはまずいからというんであれば、やっぱり各市町村はどこも変えますよ、我孫子も。だけど、やっぱり実情、発注側が、ここで言う我孫子市側が踏まえているのと踏まえていないのでは、これ全く今後の議論、当然ヒアリングも来るはずなんですよ、こういうのを改正しようかしないかということ。そうすると全然違ってくと思うから。実情が分からないというのは僕はまずいので。法律と関係なくですよ。だって

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

選挙はあるわけだから。やっぱりそれは、請求額を見るとこれが平均値ですとかね、そういうことはやっぱり調べておいて、聞いた感じでもこういう額でしてみたいな、何社か聞いた額。これはやっぱり必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 今後確認をさせていただきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 僕、この法律の改正があったときもね、国に聞いたんだけど、総務省って何にも分かっていないの。どこかヒアリングしましたって、いや、やっていないと思いますけどね。いやいや、やっていないということはですよ、多分申請が上がってきた額が市場価格だっていう捉え方をしているんでしょうけれども。

でも例えばなんだけど、申請が上がってきた我々議員個々では、ここの印刷会社、県内は県内でやりなさいなんていう取決めがないわけだから、青森に住んでいても東京都の印刷会社を利用して請求している人もいるわけじゃないですか。もちろん地元の人もいるわけだから。やっぱりこれね、総務省も地方の基礎自治体も、常にやっぱり自分たちの説明で法律や条例を変えるときには、それ調べると、実勢価格。やっていただけるといったことなので、今後の選挙の前までにしっかりやっていただきたいと思います。答弁結構です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

議案第10号、損害賠償の額の決定について、当局の説明を求めます。

○デジタル戦略課主幹（増田栄寿君） それでは、議案第10号、損害賠償の額の決定について御説明いたします。

議案書の51ページを御覧ください。

初めに提案理由ですが、第2期基幹システム運用業務委託契約の契約期間満了前の解約について、賠償相手方と協議が調ったため、当該事案に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。

続いて決定した内容について御説明いたします。

損害賠償額は4,870万4,736円になります。

賠償相手方は、現行の第2期基幹システム運用業務を委託しているNECネクサソリューションズ株式会社となります。

当該事案は、国が進める自治体情報システムの標準化に基づき、標準化基準に適合した基幹システムを令和8年1月に導入することから、令和3年1月4日から令和8年12月31日までの契約期間とする第2期基幹システム運用業務委託を期間満了の1年前に解約するため、1年間分の解約金が発生したものです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当該解約金は、NECネクサソリューションズ株式会社が先行して行った第2期基幹システム構築の初期開発費用を運用期間内で分割して支払うこととしておりましたが、その残額を一括で支払う必要が生じたことによるものです。

なお、損害賠償額4,870万4,736円のうち、標準化対象20業務に該当する4,521万1,056円は、デジタル基盤改革支援補助金から補填されることとなります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（飯塚誠君） 今回、この損害賠償ってこういうパターンよくあると思うんですよ、企業が進出して途中で撤退しちゃったみたいだね。なんだけど、ちょっと僕額が多いなって気がするんですね。これは取決めはこれしょうがないんだけど。そもそも今回の国の基幹情報システムというのは何なのかというのと、それで今回NECネクサソリューションズは、そこに応募したんだけど駄目だったの。それとも応募しなかったの。そこら辺のちょっと詳細を説明してください。

○デジタル戦略課長（並内秀樹君） 今回の標準化20業務というのは、地方公共団体でいろいろなシステムがあるんですけれども、その中で標準化20業務に関しては、国が標準仕様を作りまして、その標準仕様にのっとってシステムを各ベンダーが作って、それに我々自治体が載っていくというシステムになります。これは地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というのが令和3年に制定されて、その中で令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とするということになっていまして、いわゆる住民基本台帳だとか印鑑登録だとか戸籍だとか、そういうシステムは全て国が準備したガバメントクラウドのほうに移行することとなります。

NECネクサソリューションズは、今まで第2期基幹システムとして、やはり住民記録とか印鑑登録などのシステムを担ってくれていたんですけれども、今回国の進める標準化20業務のほうに移行するために、一旦、1年前で今までの第2期基幹システムは終わりにして、ガバメントクラウドのほうに移行するということとなります。

○委員（飯塚誠君） しかれば、この第2期の基幹システム、国の標準化の仕様に合致した企業というのはどこが受託したんですか。

○デジタル戦略課長（並内秀樹君） 日本、中国、いろいろなベンダーがあるんですけれども、我孫子市の場合は継続的にNECが受託してくれるということになります。

これは、やっぱり一気に標準化ということが今進めているところで、間に合わない自治体もかなりありまして、千葉県内だと15団体ぐらいが間に合わないシステムを抱えている団体があるんですけれども、我孫子市の場合は、今のところですけども、遅れることなく進められているという

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ことになります。

○委員（飯塚誠君） そんなことは聞いていません。質問に教えてください。

このNECネクサソリューションズのシステムは、国の基幹標準に適合しないとすると、適用する標準システムっていうのはどこが作っているんですかという質問です。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時09分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○デジタル戦略課長（並内秀樹君） ちょっと分かりづらくて申し訳ありません。国は標準システムの仕様を作っていて、その仕様に合わせたシステムを各ベンダーが作るということになります。

○委員（飯塚誠君） ですからNECネクサソリューションズは、国が標準化するそのシステムに適合していないと、今。じゃ、適合している企業っていうのはどこですかとお聞きしている。これから我孫子にも入札とか入ってくるかもしれないけど、適合している企業、少なくとも国の定める標準システムに現段階で適合している企業というのはどちらですかという質問です。

○デジタル戦略課主幹（増田栄寿君） 国の標準化の仕様に合わせて、NECネクサソリューションズは適合しておりまして、開発途中という形になっております。

○委員（飯塚誠君） そしたらNECネクサソリューションズでいいじゃないですか、標準に適合しているなら。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時11分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○企画総務部長（高見澤隆君） 申し訳ございませんでした。

1回整理をさせていただきますと、まず第2期基幹システム、飯塚委員から御質問ありました。これは市で独自にNECと市の業務を行うために開発をしたシステムでございます。

今回、先ほどデジタル戦略課長からも説明をさせていただきましたが、国の主要20業務には全ての自治体が載せ替えないといけないという事情が生じております。もう国の仕様に沿ったものに載せ替えずにはいけないという事情が生じております。

今回、今まで使っていた市独自のシステムは、国のシステムに載せ替えをしますので、そち

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

らは1年間前倒して、まだ契約は残っていたんですけども、令和8年1月から新しいシステムが稼働しますので、12か月分残っていた分を、基幹システムの分はまず精算をさせていただくという状況になります。解約をするということでございます。国の20業務に載せ替えをするのもNECネクサソリューションズのほうでさせていただくんですけども、その分は今回解約で出ってしまった違約金というのは、国の主要業務に載せ替えなさいということでシステム変更しますので、デジタル戦略基盤の補助金のほうから補填をされますよということで、提案をさせていただいているということになります。

○委員（飯塚誠君） そうするとちょっとこれ多分、全員、議員誤解していると思うんだけど、この4,800万円は、国の基幹システムに準じていて、NECネクサソリューションズも準じていると。それと我孫子市が独自にそこと共用で開発したんだと。そのシステムを今使っていて、4,800万円は1年前倒しだから、それは損害賠償を払うんだと。ただし、これ国が基幹システムの仕様を変えるわけだから、何か交付税措置とかで来年度これは補填されるという考え方ですか。

○企画総務部長（高見澤隆君） 委員おっしゃるとおりでございまして、令和3年1月から令和8年12月末までの基幹システムの契約が、今、NECネクサソリューションズとはございます。

それで、国の指示に従いまして、主要20業務新たに稼働させなければいけないものが令和8年1月から始まりますので、先ほど最後残っていると申し上げました令和8年12月31日が契約の最後でございまして、1月に載せ替える分から12月末までの残っている契約期間の12か月分は解約をしなければいけないというところでございます。

この費用につきましては、デジタル基盤改革支援補助金のほうから、国のほうから補填されるというところでございます。

○委員（飯塚誠君） これ僕は疑義を感じて弁護士に相談してみました。そしたら国がたまたま補填してくれるから、これよかったねって話になるんだけど。そもそもこの解約で違約金を払うという条項を妨げると。何でこんな間抜けな契約してんのかねと。民間企業だったらあり得ないよという返答。というのは、これも国が基幹システムの制度を多分仕様を変えるわけでしょう。それに載せなさいというルールだから、うちらとしてはこのNECネクサソリューションズもそうですよ。言ってみれば被害者みたいなもんだ。ここまではこれでやってくればいいものを、勝手に変えるわけだから、お互いに開発したメイン基幹システム、NECネクサソリューションズも我孫子側もね、それを替えざるを得ないわけでしょ。

その場合はNECネクサソリューションズのこの契約の要綱のところに、いわゆる外部要因でこれを解約せざるを得なくなった場合は損害賠償を求められないと、そういう権利を放棄するみたいなのをみんな民間企業はやった上で契約をすると。僕もそう思うんだよね。これはやっぱり仕様の段階でそういう契約にしないと。いや、我孫子市が例えば建物を取り壊すんだと。そして、基幹シ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

システムの機械を全部壊すに当たって、違うのを導入せざるを得ない、その場所とかのことで。こういう場合は我孫子市側に非があるわけだから、損害賠償請求っていうのは当たり前だけど。今回はね、これはそもそも弁護士って、これ損害賠償請求の該当事由にしちゃ駄目だと。そうさせないような契約を結ばなきゃいかんよというアドバイスでした。これ3人に聞いたけど、3人ともそういう返答でした。いかがでしょうか。

○デジタル戦略課主幹（増田栄寿君） 今回の損害賠償については、相手方に損害を与えたための賠償ではなくて、現行の第2期基幹システム運用業務委託を契約期間の満了前の1年前に解約すると解約金となるんですけれども、当初の契約時に、ベンダー側で先行して設置した機器等の初期開発費用を5年間で分割して支払うことにしておりましたので、その機器分ですね。先行投資をしていますから、残金を支払うという形で。損害を与えたわけじゃなくて、市が払うべきものを残金として支払うという形になっております。

○委員（飯塚誠君） 損害賠償請求であろうが、解約金であろうが、それが防げる契約をなぜ結ばないのかって。

例えばの話ですよ、よくあるパターンという弁護士が言ったのは、例えばスーパーとかコンビニエンスストアを地主が建物ごと建てて、自分の責任で。例えばコンビニの元売りだとか、あるいはスーパーに貸すというパターンって、めちゃくちゃ料金が安いんだ。それを選択する人結構いると。

ところが例えばスーパーもう撤退するよってなったときに、それで5億円かけて建てたものですよ、それは1億円しか家賃で回収できない。そういう場合は必ず、相手のスーパーのところに、それは解約金、こういうパターンですよ、解約金を求める場合はあるけれども。ただね、スーパーのほうだって、例えば自分の営業利益が出ないから撤退しようという場合と、あと、その土地区画の線引きが変わっちゃって、もうそこに建物が存在し得なくなったんだと、法律で。こういう場合は、別にスーパーの元売りに責任がないから、必ず附帯状況で入れると重要事項説明で。そういうふうにすれば、これだって防げるじゃん、解約金そもそもが。

国の基幹システムの標準仕様が変わったのでというのは、うちの責任じゃないよね。責任じゃないもので解約する場合には解約金を払わないよという契約が結べるというんだから、何でそれを結ばないんですかという質問です。

○副市長（渡辺健成君） 契約時に市が不利になるような契約は結んでいないと思います。今回の事例も、例えばNECネクサソリューションズのほうに瑕疵というか、その原因があるのであれば当然損害賠償を払う必要ないというふうに考えますけれども、今回はNECのほうには全くその問題がなくて、国が指導したシステムを市に入れなさいよということですから、NECとしても逆に言えば被害者というか、あれなわけですから、そこに損害賠償金を払わないというわけにはいかないんだろうなと考えます。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（飯塚誠君） その見解が間違いでね、NECネクサソリューションズにも瑕疵はないけれども、我孫子市側にも瑕疵がないわけです。これは国がそうしてる。

そしたら契約を結ぶときに、そういう状況、いわゆる外部要因ですよ、両方に瑕疵がない場合は、これ違約金は払わないよと。それでどうぞ応募してくださいというのも、みんな結んでいるっていうんだよ、民間企業は。何で行政はやらないのという。

○副市長（渡辺健成君） 一般的な商取引の中では、最初から事業者のほうが不利な契約を結ぶということは考えられないと思います。当市もそうです、そういう立場です。

ですから今、飯塚委員がおっしゃったような契約がもし実際にあるということであれば、その辺はちょっと調査研究をして、今後発注する際にはその辺も検討していきたいと思いますが、現時点の結んでいる契約としても、当然市のほうとしても市のほうに責任がない場合に、余分な賠償金とか、そういったものを払うというような内容にはなっていないと思いますし、逆に言うと事業者さん側のほうとしても、自らの責めがない場合に、そういった賠償金のほうを受け取らないとか、そういった不利な感じで受託するようなことはないんだろうなというのが、我々今まで通常そういう考えをしてまいりましたので、今、いただいたお話については、よく調査研究をしてみたいと思います。

○委員（飯塚誠君） だとすると調査研究が遅過ぎると思いますよ。

僕もこういう契約、結構見えていますよ。例えば主体者側の契約者にも非もないと。相手側も非もない場合でも、国の制度とかね、あるいはその環境ですよ、変わってしまって適合しないと言えば両方責任がないわけです。このときに解約金を払うのはおかしいよ、やっぱり。それがお互いがあってもなくても、それは契約で普通に執り行われている事象が、市だけが一般的な商取引としてそう思ってたかったみたいなことを言うと、顧問弁護士との契約っていうのは何してるんだという話ですよ。そういうところになぜ相談しないの。

○副市長（渡辺健成君） 逆に国が主導して入れる標準化システムで、こういった事例ってのはうちだけじゃなくて、他の市町村もあると思います。そういう中で先ほど部長が話したように、国のほうが賠償金の部分を出すということは、やっぱり国としても当然、市町村にとってそういった賠償金を払うようなケースが出てくるだろうということで、恐らく国が交付金を出していますので、決してうちだけの契約がおかしいというふうなわけではないのかなと思っております。

○委員（飯塚誠君） 契約はおかしくないです、どんな契約をしても。それは契約自由だから、民法上はね。そうじゃない。たまたま交付金出たんでしょと。この分も説明すると、そういう説明がないから、損害を被ったって僕らは思いました。でも交付金が出るんだったらいいでしょう。だけど、たまたま交付金なんて出るたって、国の財政事情もあるわけだから。だから、我々としては、そういう外部要因によって我々が不利益を被るときに、支出することを避けるという契約を結ぶこ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

とが必要なんじゃないですかと。

これは民法の契約だから、できますよ、それは。重要事項で説明、どんな契約でも。相手がのむかどうかは別にして。僕はのむと思うよ、それは。国がそうした場合は解約金駄目ですね。じゃ、うちは応募しませんなんて企業は逆にないと思うよ、それは。こういうのを想定してね、それは交付金をあてがってください、いや、それは僕は、だって民間で行われることが、行政だけそこが企業が出ないなんてことはないわけだから。民間でそういうのが行われているわけで、よく研究してね。そりゃ不利な契約はなるべく結ばないということですよ。

交付金なんかで、これまたまよかったねって話ですよ、両方がさ。だけど、どっかから、これは分かんないですよ、訴訟するにしたって何だって。どっかが食いつぱぐれるという話よ、国のそういう思惑によって。そうならない契約をあらかじめ市が結ぶよう努力するということは何の不思議でもない。商慣行がどうだとか、適法な契約だ、そんなのは当たり前ですよ、適法ですよ。そうじゃない。それでも市民に損がないように事前準備して、そういうことに陥らない契約を結ぶ努力をするということが必要だと思います。

○企画総務部長（高見澤隆君） 今後も、私の所管からしますと、デジタルの部分も大きな契約ございますので、その辺は今、委員の御指摘も踏まえて、契約時に検討しながら進めていきたいというふうに思います。

○委員（飯塚誠君） これは今回は総務だけど、総務じゃない契約もあるわけで、それ、渡辺副市長が、俺はそう思っていないというんだったらここで反論してください。

○副市長（渡辺健成君） いろいろ調べさせていただきまして、市にとって不利な契約とならないようにその辺は努めていきたいと思います。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第10号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これより、議案を一括して採決いたします。

議案第1号、我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、損害賠償の額の決定について、以上議案4件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（木村得道君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時31分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに消防本部に対する質問をお願いします。

○委員（椎名幸雄君） 消防団の操法大会について質問をさせていただきます。

先ほど議案の中でそのような質問がございましたけれども、これは所管と思いますので、所管のほうで質問させていただきます。

現在市内の消防団の操法大会、行われていないように思いますけれども、いつから行われなくなったのか、またその理由についてお聞かせください。

○警防課長補佐（武者小路裕之君） 放水作業や消防ポンプなどの取扱いは災害時に必要となりますので、消防団員の皆様と操法訓練に代わる訓練方法について協議いたしましたところ、災害活動で必要なより実践的な訓練を実施していきたいとの意見が分かりましたので、現在は市の操法大会、分団の操法訓練に合わせてより実践的なホース延長訓練や放水訓練、チェーンソーの取り扱いなどを実施しております。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時34分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

○警防課長（齋藤誠君） 市内の操法大会は、一番最後にやった令和元年度でございます。その

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

後は、令和2年、3年とコロナ禍になってしまいましたので開催しておりません。十分に役員さん、消防団の皆様と協議しまして、令和5年度からは市内操法大会のほうは正式に中止と。ただ、先ほども議案のところで説明しましたが、支部操法大会というのがございますので、そこには我孫子市の代表として、消防団の皆さんが出場するような状況になっております。

○委員（椎名幸雄君） 支部操法大会ですか、これは行われているということで、先ほどの芹澤委員からの質問についても輪番制というか、順番にやっているというようなことですが、それからあと、支部大会ずっと、そこで決勝に残れば県大会に行くというようなものだと思うんですが、そうしますと、今までだと我孫子市の操法大会で優秀な分団が支部大会に行って、それで支部大会からまた県大会というような状況だったんですが、今度輪番制ということ、なかなかその辺は支部大会の中でも上位というか、1位という方がなかなかないような状況だと思うんですが、その辺、団員の皆さんの、よし、県大会に行くんだというような意気込みというか、その辺がなくなってしまう気がするんですが、いかがでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 椎名委員の言ったとおり、以前は市内操法大会をやったときには優秀な分団が出ていたんですが、なかなか市内操法大会が開催しないんですが、例えば輪番制で前回もポンプ車分団21分団が出たんですが、十分、夜間操法訓練等をやっていただきまして、また署員のほうもプロジェクトチームというのを置いておりまして、その指導に特化した職員が夜間付添いで操法の指導をやっておりますので、21分団ですと、前回ですとポンプ車の部で2位だったので、今後も引き続き県大会に行けるような操法の指導、分団の皆さんにも協力していただいて、実施していきたいと思っています。

○委員（椎名幸雄君） 参加することに意義があるというようなことになってしまう、あるいはまたその大会に行くことによって、いろいろな雰囲気が分団の皆さんに伝わるから、それはそれでいいんじゃないかと思います。ということは行けない分団はずっと行けないということだけでも、そういう行けない分団でもそういうところに行って、県大会あるいは支部大会でそういう雰囲気というか、そういうのを味わってくるのもいいことだと思いますので、団員の皆さんは訓練、非常に大変だと思いますけれども、よろしくお願いします。

次に操法訓練についてちょっとお伺いします。

8月18日大阪では、大阪の火災において、55歳と22歳の消防士の方が殉職されました。これには、非常にやはり操法訓練、これは消防士の方ですから、操法訓練まで云々じゃなくて、常日頃その訓練をされている方が殉職されたということでございますので、そうするとやはり今度団員の皆さんも、その一番先端の部分でのあれはないとは思いますが、やはり操法大会によって、今まで操法大会、皆さんが競い合うというようなことで、ちょっと頑張らなきゃいけないとか、いろいろなことを一生懸命やっていただくと、思うんですね。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今、非常に仕事をやられた後、そういう訓練に団員の方は参加されて非常に大変だと思いますけれども、やはりその訓練することによって消防の敏速性だとか、それから消火にはもう1分でも早く消火しなきゃいけないというようなことをしなければいけない。訓練は非常に大切だと思うんですね。ですから、現在、操法大会のやっていない。そして、ほかの訓練ということでやられていると思うんですけれども、その辺はどのような訓練をやられているのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○警防課長（齋藤誠君） 委員のおっしゃるとおり消防団の訓練、大変大事なことだと思っています。消防団の役員さんも十分そこら辺はすごく認識していただいています、先ほど御説明をしましたとおり実践的な訓練、これは絶対に実施していかなくちゃいけないという意気込みでございます。

その中で年間の行事を決めていくんですけれども、一番大切なのは消火作業、これは水の消火栓から、または自然水利から、防火水槽から、貯水槽から水を取りまして、分団ごとの中継訓練、このようなことも実施しております。また消防団役員さんにつきましては、連携が大切なのでIP無線を利用した情報収集なども行いまして、団としての本部の指揮体制の訓練なども実施しております。引き続き災害に対応できるような訓練、消防団の皆様と協力しながら実施していきたいと思っています。

○委員（椎名幸雄君） 訓練は団ごとにいろいろやられていると思うんですけれども、その中でやはりほかの団と競うというか、ほかの団がいろいろこういことをやっているよと、うちのところはこうだよというようなことも大切じゃないかと思うんですね。

ですから、例えば一つの団だけでやっている、あるいは共同というか合同で2つ、3つの団が一緒に訓練やるというようなことはやられておりますか。あるいはまた、そういうような、こういうことやっていこうというような構想というのはございますか。

○警防課長（齋藤誠君） 消防団の全体の訓練ですけど、先ほど説明しましたようにポンプの中継訓練、これは全分団が集まりまして、ゆうゆう公園で利根川から水を取りまして、全分団が参加して放水訓練、中継訓練を実施したところでございます。

また、今年の秋にも訓練を予定しておりまして、操法大会にまではいかないんですけれども、水を出す訓練ということで、放水訓練ということで競い合うというか、安全管理は徹底していただいて、放水訓練、全分団が集まりまして実施する方向でございます。

○委員（椎名幸雄君） それから消防団の一つの役としては、例えば火災だけでなく、いろいろな災害、この間も静岡のほうで竜巻や何かがあったりして、いろいろ大変だったと思うんですけれども、そういうところの例えば応援というか、その辺のことは団としてやられていると思うんですけれども、それらについての訓練等を行うことはあるんですか。例えばチェーンソーを持って切っ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

たとかどうだとかという、そういうことはやられておりますでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） まず、前年度、大規模な災害が発生したということで、消防団役員さんが消防団本部に集まりまして団本部を結成しまして情報収集訓練を実施しました。

また、先ほど椎名委員が言われましたチェーンソーの訓練、これなんかも規律訓練なんかに併せまして毎年実施しているところでございます。

○委員（椎名幸雄君） どうもありがとうございます。

ここ近年、非常に暑い日が続いていまして、消防団の方の訓練、昼間じゃなくて夜、仕事終わってからやられていると思うんですけども、それでも非常に暑いというようなことで、大変だと思っ

たんですけども、我孫子市民の皆さんのためによりしくお願いをいたします。

それからあと1点、消防団の報酬について、これは非常に耳の痛い、大変なことですけども、よくこういう消防団の質問や何かで出てきますけれども、報酬については、やっぱり県だとか国のいろいろな財政事情もあるんですけども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 今の団員の報酬なんですけれども、年額報酬、また出動報酬あるんですけども、これは国の基準に沿って前回改正させていただきました。なので、今は国の基準どおりの報酬となっております。

また今後、国から国の基準が示されましたら、そのときは財政部局との調整、協議しながら対応していきたいと思っています。

○委員（椎名幸雄君） それではよろしく申し上げます。消防士の方あるいは消防団の方は非常に大変ですけども、よろしくをお願いをいたします。質問を終わりにします。

○委員（西川佳克君） 今、椎名委員のほうからも話が出ました2025年（令和7年）の8月19日午前9時50分頃に、大阪市中央区の道頓堀の雑居ビルで、浪速消防署に勤務する消防司令55歳の方と消防士の22歳の消防隊員が亡くなられた件に関する質問です。

まずは、殉職された2人に心より哀悼の意を表し、御冥福を心より申し上げます。

そこで質問なんですが、まず、これニュースとか報道でいろいろもう既に分かっている部分もあるんですが、死因は窒息死と天井の崩落で逃げ場を失ったというふうには出ているんですが、消防庁からの報告というのは上がってきているのかどうか、お尋ねします。

○警防課長（齋藤誠君） 痛ましい事故ということで報道にありましたけど、本当の詳しい詳細につきましてはまだ消防庁のほうからは報告ございません。

○委員（西川佳克君） 分かりました。また私もちょっとこれすごい気になっているので注視していきたいと思うんですね。

その中でお尋ねしたいのは、今回雑居ビルという中で亡くなられたということなんですけれども、消防法でこの雑居ビルというのはどういうふうに定義されているのかお尋ねします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 雑居ビルという定義はございませんが、複数のテナントが入っている、例えば飲食店が1階に入っていたり、2階に病院とか、そういう入っているようなビルを、消防法的には雑居ビルとは言いませんが、そういうのが雑居ビルと思われます。

○委員（西川佳克君） 平成13年（2001年）に新宿歌舞伎町で44人の方が亡くなられた以降、多分これ消防法の中にちゃんと明文されていると思うんですけども、いかがですか。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 雑居ビルという感じでは、すみません、消防法的に定義はされていないんですが、先ほど言いましたように、不特定多数の入るようなビルに関しては、複合用途の対象物という感じで、消防法的には名前をつけられております。

○委員（西川佳克君） ちょっと私の質問が悪かったのでごめんなさい。

そのときにちょっと調べたんですけども、今さっき言った、それ以降、消防法が非常に厳しくなったということで、屋内に1階段しかないこの雑居ビルを、雑居ビルとは言いません、特定一階段等防火対象物、または特定一階段と言われているというふうに書かれているんですが、これ、今言われたように、もっと厳密に言うと、地下または3階以上の階に不特定多数の人が利用する特定用途で、先ほど言われた飲食店とか病院、福祉施設、宿泊施設、ホテルですね、こういったのも対象になっていると。避難階段があるのかどうかということだそうなんですけれども。ここはいいんですけれども。ここで、本市には、この特定一階段と言われているのはどれぐらいの数あるいはどれぐらいの場所、どういうふうに把握されているのかお尋ねします。

○予防課長（田村秀信君） 市内に特定一階段対象物というのは15棟あります。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。15棟。これは都道府県によっても違いますので、もう数十から数百等々あると思います。

そのときに、特定一階段、ちょっと省略しますが、特定一階段の検査というのが必要だそうなんですけど、これはどのようにして点検・検査されているのか。これもいろんな規定があるそうなんですけれども、その部分を教えてください。

○予防課長（田村秀信君） 年間査察計画に基づいて実施はしているんですけども、今回、特定一階段といった形になりますと、そもそも本年度の当消防本部の査察執行方針の強化項目の中に特定一階段が含まれておりますので、現在、署並びに予防課のほうで実施している最中でございます。

○委員（西川佳克君） そうすると、今回8月19日に大阪の道頓堀でありましたが、それ以降というのは、計画の中あるいはその前倒しとか、年間の計画の中とかという形でされているのかどうか、お尋ねします。

○予防課長（田村秀信君） 署のほうにある程度指示を出しまして、なるべく査察計画を前倒しにして実施していただくような形にはなっているんですけども、なかなか先ほど言いました雑居ビルという形になりますと、いろんなテナントの用途のものが入っていますので、営業時間がかなり

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

違うんですね。そういった面で、オーナーまたは管理会社、それから店長様といろいろ調整をしながらやっているんですけども、なかなかちょっと進むのが遅れているのは事実です。

○委員（西川佳克君）　ありがとうございます。

点検に関しては、ちょっとこれも私も正確な日数じゃないんですけど、1週間前には通知ができると。その中で立入検査というんですかね、査察というのか、言葉ちょっと分からないんですけども、要は抜き打ちというか査察で入って、大丈夫ですかというふうな点検ができるというふうに書いています。ごめんなさい、言葉はちょっと分からないんですけども。そういうことができると思っていますので、ぜひそれは早急にやっていく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○予防課長（田村秀信君）　委員のおっしゃるとおりで、今後、総務省のほうから今回の道頓堀の火災についての原因が判定された場合に、強化項目ということで通達がございますので、それに向けて、再度、当市におきましても特別査察を実施する予定でございます。

○委員（西川佳克君）　ぜひ早急に行っていただきたいと思います。

そこで、特定階段に関係することなんですけれども、本市では、今回こういう消防の方が殉死されて、非常に私もすごい興味を持ちながらやっていたんですけども、その特定一階段に特化したマニュアル、要は消防隊員がふだん訓練、先ほど椎名委員からも言っていたように、訓練はあるんですけども、特化した特定一階段のマニュアルがあつてそういった訓練をされているのか、あるいは本市の中でマニュアルをちゃんと作られているのか、この辺りいかがですか。

○警防課長（齋藤誠君）　特定一階段に特化したマニュアルではないんですが、消防活動全体の安全マニュアルというのは当市で作っておりまして、この道頓堀の火災を受けまして、このマニュアルに沿った再点検と活動内容等について実施するよう通知を行ったところでございます。

○委員（西川佳克君）　これは他市のほうでもちょっと私も調べて、以前お話ししたように、横浜市の消防司令も行って、そのときにハイパーレスキューの方に案内されたのは、体育館の中に配管とか空気口、何ていうんですかね、天井に模型を作って、そこから出入りできるような訓練とか、狭い階段を体育館の中に作って、そこから訓練をします。これはいろんな自治体によって違うと思うんですけども。また本市も新しくできるんで、そういったことも多分設置されていると思うんですけども。そういったマニュアルも改めて点検、改めてそういったことを見直す必要があると思うんですが、これ本市だけではなくて、ほかの自治体も同じことだと思うんですが、この辺りに関して、もう一度点検するとかという形は必要だと考えるんですが、いかがですか。

○警防課長（齋藤誠君）　特定一階段に特化したマニュアルはないので、先ほど言ったとおり消防活動全体的なマニュアルとかがありますので、委員のおっしゃるとおり、もう一度再点検のほうをさせていただきまして、他市の状況も踏まえまして今後実施していきたいと思います。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（西川佳克君） さっき言いました平成13年度の新宿歌舞伎町ビルの火災で44人の方が死亡したという中で、これも記事で読んだんですが、複数の方から携帯電話が鳴りやまなかったと。要は、救助を求めただけでも、窒息死で亡くなったと。それをずっと家族の方が電話をかけても出ないということで、最終的にはもう亡くなられた方なんですけれども、消防隊の方が現場を見たら携帯電話がずっと鳴っていたというような、そういった記事が書かれています。

また、バックドラフトという、私も昔映画の中で見たことあるんですけども、バックドラフトによって爆発事故にもなったんだらうということで、本当に私自身も、これから消防隊員の皆さんが命をかけて市民の生命・財産を守るときにも、いつどこで何が起こるというのは想定できませんけれども、ぜひこういった教訓を生かして訓練に励んでいただきたいなという思いです。

ですので、もちろん皆さんを救助することも大事なんですけれども、救急隊員の皆さん、消防隊員の皆さんも命をかけて職務に当たるということなので、ぜひこの辺りはしっかりとやっていただきたいというふうに強く感じておりますので、最後、御答弁をよろしくお願いします。

○消防長（宮崎治君） 大変御心配いただきましてありがとうございます。

私たちも事故、火災の殉職を受けて非常にショックを受けております。それと同時に、改めて事故がないように、職員の命を守るということのも私たちの大きな役目の一つでございますので、警防課長からも答弁がありましたけれども、あの火災を受けてすぐに警防課長名で通知は出させていただきました。それから各幹部を集めまして、私のほうから所属長を通じて各職員には改めて事故防止、事故のないような活動ということで改めて指示は出しております。

訓練につきましても、今御存じのとおり、なかなか訓練施設が充実していないところなんですけれども、ある施設を活用して、具体的に言いますと、暗いところの訓練、呼吸器にこういう幕をかけて真っ暗にした状態で、庁舎の廊下、ロッカー室等に障害物を置いて、訓練人形をその奥に配置しながら、検索をして救出するような訓練、あとは特定一階段に備えた脱出の方法なんかも具体的に訓練のほうは実施をしております。

最近、若い職員も多く入っております。今回、55歳のベテランという方と20代の若い職員ということですので、ベテランだから知識、技術は十分にあると思うんですけども、その中でもこういった悲劇になってしまったということも踏まえまして、ベテランも過信しないで、初心に戻って若い職員と一緒に認識・技術を改めていくようにということで指示は出しておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前11時59分休憩

午後0時00分開議

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

○委員（芹澤正子君） 先ほど聞きそびれたので。各分団の今回4分団、青山のが3になり、11分団と12分団が一緒になり、15分団と16分団が一緒になり、18分団は廃止でという説明を受けたんですけど、各分団の建物というのはどのようになっていますか。うちのほうの分団この間、第9分団ですかね、立派な分団の建物が建ったばかりなので、ああいう建物が全部の分団にあるのか、ないところもあるのか、その辺もよく分からないのでお尋ねします。

○警防課長（齋藤誠君） 分団の器具置場につきましては、現在も全分団が設置しております。

今回組織改正ということでやらさせていただきますので、組織改正に併せましてその分団の器具置場のほうも順次整備していくような考えでございます。

○委員（佐々木豊治君） 私からは2点お尋ねしたいと思います。

常日頃、救急・消防隊員の皆さんには日夜本当にありがとうございます。そこでお尋ねしたいんですけれども、9月10日まで現在なんですけれども、聞くところによると、今回熱中症で市民の方が搬送された方々が、7歳から10歳までの間で9名の方がいらっしゃったということでございます。また、また成人の方が25名いらっしゃったと。そこでまた高齢者の方が71名おられたと。そして重症の方が2名おられたということをお聞きしたんですけれども、個人情報でございますので答えには十分気をつけてお話しいたしますけれども、この搬送された方々の状況を、皆さん方は専門家ですから、当然、医師の診察を受けると思いますが、どのような状況になっておられる方が一番多いですか、お伺いいたします。

○警防課長補佐（竹田義成君） 熱中症に関してお答えいたします。

熱中症に関しましては、今、委員がおっしゃられたとおり、計105人、現在運ばれておりまして、軽症が57名、中等症46名、重症が2名となっております、やっぱり全身の倦怠感や目まいを訴えている方が多くなっております。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。ありがとうございます。

いずれにいたしましても、高齢者の方が2名重症の方がいらしたということがございますけれども、その方々の状況というのはどういったふうになっておりましたでしょうか。

○警防課長補佐（竹田義成君） 詳細はちょっと申し上げられないんですけれども、1名に関しましては全身の倦怠感を訴えておりました。もう一人の方は、公衆の場で、外でちょっと目まいを訴えてしまって、意識を失ってしまったというふうに聞いております。

○委員（佐々木豊治君） じゃ、もう一点お伺いしたいんですけれども、皆さんも御承知のとおり、ドクターヘリということで、千葉県でやっているんですけれども、我孫子市内にはたしか17か所ドクターヘリが止まる場所があると思いますけれども。そこで、これは平成13年から我孫子市は採用されておるようでございますけれども、私が聞こうとしているのは簡単なんですけれども、ド

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

クターヘリというのは、皆さん、救急車の方が行って、17か所おるということでございまして、その場所に着いたときに、ドクターヘリと連携しながらその患者さんを搬送していくわけですね。その際、本年は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○警防課長補佐（竹田義成君） ドクターヘリの搬送件数についてお答えいたします。

ドクターヘリを要請する回数はちょっと把握できておりませんが、搬送された方にありましては、令和6年が6件、令和7年8月31日現在で4件の搬送を実施しております。

○委員（佐々木豊治君） いずれにしてもね、市民の皆さんが命に関わるということで、救急隊の皆さん、本当に努力されておるという姿を私、拝見いたしておるんですけども、本当に市民の皆さんの命を守るということで、このドクターヘリとの連携しながら、今後ともしっかりやっていただきたいなとお願いいたします。以上でございます。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時05分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に財政部に対する質問をお願いします。

○委員（西川佳克君） ちょっと皆さんの資料にもあると思うんですが、第5次行政改革推進プランの後期アクションプラン、令和7年から9年度の6ページの歳入の確保、財政課。ネーミングライツについての内容です。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩いたします。

午後1時06分休憩

午後1時08分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

○委員（西川佳克君） 失礼しました。

第5次行政改革推進プランのこの6ページについて財政課のほう、担当課ということでお尋ねします。

ここに示されているように、前期アクションプランからの引き続きということを私も見ました。今回は「令和6年度にネーミングライツ導入に関するガイドラインを策定したが、導入実績はない

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ことから、各施設のネーミングライツ導入に向けた働きかけを行い、歳入増加を目指す。」というふうに書かれていて、その下に、令和7年度、令和8年度、令和9年度というふうに、内容が目標が書かれていますが、一般質問の中にも出ましたが、現在の進捗状況、多分3つの施設だったと思うんですが、この辺りの現状、進捗状況をお聞かせください。

○財政課長（加藤靖男君） お答えの前に、ちょっと1点だけ訂正のほうをさせていただきます。

今回のアクションプランの中で、現状と課題、取組内容の中で、「6年度にネーミングライツ導入に関するガイドラインを策定」というふうな記載がございますが、申し訳ありません。こちら、6年度にガイドラインの策定に関する検討のほうを進めまして、実際には本年、令和7年の4月1日からネーミングライツに関するガイドラインが発効いたしまして、そこからスタートしたような形となっております。それを踏まえまして、本会議のほうでもお答えさせていただきました、五本松運動広場、また鳥の博物館、市民体育館等について、今、各施設の所管課のほうで検討を進めているという状態になります。

財政課といたしましては、本年夏、7月か8月に1回ちょっと全庁調査をかけまして、各所管で管理している施設のうち、ネーミングライツになじむような施設がないかという調査をかけさせていただきまして、現在その取りまとめを行っているところになります。

今後につきましては、そこで上がってきた今回の当初申し上げた3施設含めて、個別にちょっと課のほうとやり取りをさせていただいた中で、その進行管理を財政課も一緒になってやっていこうというふうに考えております。

○委員（西川佳克君） 御丁寧な説明ありがとうございます。

これは他の委員の方も、あるいは担当課の方も非常に、これから導入に向けた取組をしないといけないということで、財政にも影響してくるということで理解はしているんですが、このネーミングライツについて、他の自治体の事例とか、そういう方法というんですかね、営業というんですかね、そういったことは担当課として調査したり、あるいは他の自治体の事例を見ながら金額をどうしようとか、そういったことを具体的にやってらっしゃるのかどうか、お聞かせください。

○財政課長（加藤靖男君） 幾つかの課については、事業者さんから反応があって、ちょっと詳しい話を聞きたいということでやり取りをさせていただいているというふうには聞いております。

ただ、まだちょっと財政のほうには、具体的に金額設定をどうしたらいいか、幾らぐらいに設定すべきかとか、ちょっとその辺りの相談まではまだ来ていない状況です。

実際、今後まだ市としてもこの事業始めたばかりなので、実際その金額が幾らぐらいが正しいのかというのは、やはりその近隣市等の同種の施設等と比較したりですとか、いろんな切り口で検討する必要があると思いますので、もう少し具体的になった時点で、財政としてもその辺りの金額の妥当性というものは一緒になって考えていく必要はあるかというふうに思っております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（西川佳克君） ぜひ、本当にこれ進めていただきたいなというふうに強く要望したいと思います。

その中で進める中で、ちょっと私これ気になっているのは、他の議員の方も五本松運動広場のタイムスケジュール、令和9年4月オープン予定というふうにして、逆算すると令和8年の5月、6月頃には、もうある程度そういった、例えばですけれども、五本松運動広場にどういう企業さん、団体さんが来て、広告の大きさとかレイアウトとか、そういうのを決めていかないといけないのではないかなというふうに思うんですね。その辺りは、逆算してどういうふうに捉えていらっしゃるか、お聞かせください。

○財政課長（加藤靖男君） 財政のほうからは、実際の事務にかかる標準的な期間というものをお示しさせていただいております。

五本松のように、オープンの時期がある程度決まっているというところにつきましては、標準的な期間から逆算してスケジュールを、今回の五本松については大分細かいスケジュール感というものも担当のほうでは組んで動いていただいております。

○委員（西川佳克君） 最後になりますが、一つの例として五本松運動広場の新しい施設の中で、あくまでもイメージですけれども、企業や団体の広告が入って、市民の皆様が、あ、ネーミングライツを我孫子市でもやっているんだと。それに向けて、財政でのいろんな主になるような形も取っているんだと。そういったところも市内外に向けてもPRできると思いますので、ぜひタイムスケジュール逆算して、早くそういった業者・団体あるいは個人も入るのかも分からないですけれども、取り組んでいただきたいなと。担当課と連携して、ぜひいいものをつくっていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ期待も込めてよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 5 分 休憩

午後 1 時 1 8 分 開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に、市民生活部に対する質問をお願いします。

○委員（飯塚誠君） 本会議の外国人共生のところでもちょっと若干触れさせていただいたんですが、時間がなかったのでこの場で。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

私ね、意外にやっぱりアパートに住んでいる外国人の方々、そのときも言ったんだけど、ごみ分別でもめるのって非常に多いんですよ、近隣の住民の方と。それで初めて僕そのヒアリングというか、その場においてびっくりしたのは、そもそも自治会費を管理会社が一括してその住戸分を集めていると。だから、入居者がその自治会に加入しているという意識がないと。

だけど自治会としては、例えばアパートメントでも、近くの何組何班のごみ置場に入れるようにというところがあるのはほとんどなんですね。中にはそれは自主管理で、アパートの管理会社が清掃会社と契約して毎日のように有料で、そのごみ置場に取りに来てくれているところはもう大体係争になっていない。共有で自治会のごみ。でもほとんど共有ですよ、見ていると。あるいは下手したら、自治会が共有でアパートメントのごみ置場を使わせてもらっている。例えば2組3班のごみ置場で。そういうところは結構ある。

聞いたんだけど、やっぱり外国人の入居者の方が自治会にお金を払って加入しているという感覚がないのね、そもそも。それも、いやそれはアパート会社の問題でしょう、管理会社の問題でしょうみたいなこと。そこはやっぱりちゃんと分け。

自治会組織にね、僕はそのときも言ったんだけど、これは双方に問題があって、入居者のほうにも問題があるけど、自治会加入手続のときにそういうところの説明がなされていないのかなって危惧をしているんだけど、その辺の実態はいかがでしょうか。

○市民協働推進課長（小池博幸君） 自治会の外国人の状況なんですけれども、具体的にまだまだその実態というのはつかみ切れていないというような状況ですけれども、数件ごみの問題では、自治会長のほうから相談とかも受けている状況でございます。

○委員（飯塚誠君） 1回ねそういう実態を調査して、どういうことを言っているのかというと、例えばなんですけど、自治会に加入していても、そもそも管理会社が一括して自治会に加入しているというのは違法なので。本来は、例えば委託契約を入居者と管理会社が結び、そして管理会社から自治会というんだったらあるけど、入居者が意識していないままに戸数別になんていうのは、これ違法状況なので。

だからそのアパートメントの日本人とか外国人にとらわれず、どうなっているのかと。でも、意外に日本人の人でも知らないという人。それで、何かよく分かんないんだけど、例えば回覧が回ってきたときに、そこだけは避けてくれだとか、あるいは住戸分の頒布を管理会社まで持ってきてくれと。そうすれば、配付するからと。

だけどそうすると、確かに資源ごみの分別回収と、それからあと回覧版の頒布を除いたら、代理で払っていたとしたら分かんないわね、自分がそもそも集金もしていただけてない。だから、その実態調査をまず把握して、自治会のほうはどうなっているのか。それで、じゃ、例えば実態として入居者が自治会に加入しているという意識がないままいつちゃっているとする、今度どこでどう

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いう説明をしたら有効的、有機的に稼働するのかって。実態が分からないっていうのが正直なところだと思う。だから、実態をやっぱり調査しなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民協働推進課長（小池博幸君） 本会議等でも出ていますけれども、当然今外国人の人口も増えてきている中で、少なくとも自治会活動であるとか、自治会加入率だとか、そこに少なくとも影響が出ているのかなと思っていますので、様々な活動にですね。ですから、まずは実態のほうをしっかりと把握して、その後、どういう展開できるかは考えていきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 全戸は無理でもね、抜き打ち等でも構わないので、さっき言った自治会費をどこが払っているのか。どういう役割分担を求められているのか。それは、外国人、日本人関係ないよね。その賃貸借の入居者に対してね。そこはやっぱりしっかりと、今つかまれるということだから、後刻、委員会のほうで報告をいただきたいと思います。御答弁結構です。

○委員（芹澤正子君） 1日の広報にも詳しく載ってはいるんですけども、新たにハザードマップポータルサイトの利用方法や掲載状況というのを簡潔に、もう一度御説明をお願いします。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 我孫子市ハザードマップのほうは、ホームページのほうにも載っております。

○委員（芹澤正子君） その中でハザードマップポータルサイトの利用方法というんで、また詳しく載っているんですけども、パソコンを使わない人はこれをなかなか見づらいなのというのがあったので、簡単でいいですから。私は我孫子市に国のを重ねるんじゃなくて、国のに我孫子市のを重ねるのかと最初思っちゃったので、これは我孫子市のハザードマップに国のものを重ねてという意味に取るわけですね。

○市民安全課長（寺田秀樹君） ただいま委員から言われていましたのは、ホームページのほうに掲載している国土交通省の国土地理院が作っている重ねるハザードマップの件でよろしいでしょうか。

○委員（芹澤正子君） はい。

○市民安全課長（寺田秀樹君） では、それについてお答えさせていただきます。

こちら紙媒体持っていない方対象というか、結局、ホームページのほうからそういった物も御覧になられるような形で載せてはいるんですけども、基本的には我々のほうでハザードマップを作成しまして、全戸配布でペーパーで配布をさせていただいております。

○委員（芹澤正子君） そうすると、紙媒体の各戸に配布したハザードマップの後の、この間の、正確には浸水想定地図でいいんですかね。あれは紙では配布しないわけですね。

○市民安全課長（寺田秀樹君） そちらも、9月1日に広報に載っている内水の浸水想定区域図のことをおっしゃっておりますか。

○委員（芹澤正子君） はい。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○市民安全課長（寺田秀樹君） そちらにつきましては、まず、これ管轄は治水課のほうになりますけれども、こちらは新聞の折り込みに入っている我孫子の広報のほうで、9月1日配布されております。データにつきましては、既にホームページには載せておりますので、新聞を取っていない方でもホームページで確認することはできます。

先ほど言っていました国土地理院の重ねるハザードマップのほうにも、ただいま国のほうに治水課のほうからデータを提出していきまして、載るタイミングがちょっと分からないんですけれども、いずれは載るような形になると思います。

○委員（芹澤正子君） 1時間当たりの最大降雨量153ミリで、これは出たんですけれど、各戸に配布というのは、じゃ、これで終わりのわけですね。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時27分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○市民安全課長（寺田秀樹君） そちらの内水浸水想定区域図なんですけれども、次のハザードマップのほうに反映していきますので、よろしくお願いします。

○委員（芹澤正子君） じゃ、次にいきます。

土砂災害地域に指定された人たちへの避難の連絡が、前は広報車を回しますと言われていたんですけど、現在はどうなっていますか。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 現在は、土砂災害につきましてはというよりも、ほかの避難に関してもですけど、防災行政無線を使って避難を誘導しております。

○委員（芹澤正子君） 分かりました。

福祉避難所の食事の準備というのは、今までの私の認識だと、そういうところで食事の用意ができるところが福祉避難所になっていたり、そうじゃないところの近隣センターなんかもあるので、その状況がよく把握できないんですが、市として福祉避難所に、議会で質問したのはそこにも人を配置するかというので、はい、配置しますという返事なんですけど、食事の準備ができているところとできていないところの区別がどのようになっているか、少し詳しく教えてください。

○市民安全課長（寺田秀樹君） まず、災害が発生してすぐ福祉避難所を開設するわけではなくて、まず指定避難所を開設します。その中で、やはり福祉避難所に移送したほうがいいのかという判断をした中で、約3日以内には福祉避難所を開設しまして移送を行います。食事に関しましては、備蓄食糧を配布するような形を取っております。

○委員（芹澤正子君） その備蓄の食料はどこから持ってくるものですか。あるいはその中で用

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

意できるものと２種類あるかと思うんですが。

○市民安全課長（寺田秀樹君）　こちらはもう基幹倉庫とか、地区別にある倉庫のほうから、備蓄食糧を物資班が持ってくような形になると思います。

○委員（芹澤正子君）　すると、多少関連する質問なんですけど、議会でも質問しましたが、指定避難所以外のところにも食料だけでなく、相談にも乗るというふうに、現在日本中がなっているわけですね。だから、必ずしも指定避難場所にだけみんなで駆けつけなくても、友人宅のところに行っても食料だけはもらえとか。そうすると、物すごい人数を対象として、備蓄品の食料とか、それから精神的なものを支える相談なんかも、対象者数が物すごくなると思うんですけど、その辺がどのように、例えば避難所に来た人だけを対象としていたら、ほぼ３日分ぐらいは大丈夫だろうと思っていた備蓄の食料が、あっという間になくなってしまうんじゃないかと思うわけです。

だから避難所に行かない人も、各家庭で備蓄食料をもっとしっかりと蓄えてほしいと。食料品をローテーションして、要するに自助努力をもっとするというのを市民にたくさん訴えないと、今のことは成り立たないと思うんですが、どうでしょうか。

○市民安全課長（寺田秀樹君）　まず在宅避難というのも、新しい地域防災計画のほうで位置づけをしております。そういった在宅避難とか、例えば地域の集会所に避難する場合も、我々のほうから備蓄食料の配布等を行うような形になります。

現在、市の備蓄食料なんですけれども、備蓄の目標値というのがありまして、一応９万食という形で目標を立てております。これは大体３日分ということで、ローリングストックという形で循環備蓄という形で、常に備蓄倉庫に保管しております。

今後、やはり避難所に避難される方、在宅で避難する方。ただ、避難する必要がなくて、自宅にいてもいいわけなんです。逆に自宅にいられる方は、特にそういった自分たちで３日から１週間ぐらいの食料を日頃から備蓄していただいて、万が一に備えていただくということは、我々も各地区で防災訓練とかやるときに、皆様方をお願いしていくような形で知っていただくという形で努力してまいります。

○委員（芹澤正子君）　自助、共助、公助の公助は、瞬間は特に地震のときなんかはもう全く当てにならない、共助だけが頼りだ。でもなかなか名簿すらもみんなが持っているわけではないような現状を考えると、今度、避難所に行っていない人の分を広く我孫子の住民に対して、自宅でもっと備蓄品を全部で我孫子市として９万食しかないんだと、それをどう分けるかですよね。各家庭とか友達のうちに行った人のところまでじゃなくて、避難所に来た人がまず最優先になると思うので、その話を上手に特集を組んで、こういうふうに特別に１枚配ってもいいと思うぐらいなんですね。

みんなが人を助けなくちゃいけないとか、自分の身は自分で守らなくちゃいけないというのが、被災したことのない人はなかなか分かりづらいと思うんです。特に水害は、水害を経験したこと

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ない人には、気の毒ねで終わっていますし、私はたまたま３・１１のとき郡山市にいたので、どんな状況で水をもらいに行くかとか、何日もガスが使えない状況とかを体験しましたから、余計そう思うわけです。大勢が避難してきた現場も見たから、８月になってもまだ５００ｃｃの水とトイレトペーパーが足りないという話も聞きました。

だからそういう現状を知っているから、余計やいのやいの言っているのかもしれませんが、どうぞ市民に向けてのＰＲをもっと強力にお願いいたします。以上です。

部長のほうから一言お願いします。

○市民生活部長（海老原郁夫君） 芹澤委員の体験は、非常に貴重な御意見だと思っておりますし、特に公助というのは、なかなか災害が起きてから時間がかかるということは、我々もその場面場面を通じてお伝えはしておりますけれども、やはり自分の身は自分で守るということと、備蓄品も自分でなるだけそろえていただくということは、これからも周知は図っていききたいというふうに思います。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後１時３６分休憩

午後１時３７分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後１時３７分休憩

午後１時４１分開議

○委員長（木村得道君） それでは再開いたします。

最後に、企画財政部、選挙管理委員会事務局に対する質問をお願いします。

○委員（西川佳克君） お願いします。

先ほどの続きになりますが、第５次行政改革推進プランの後期アクションプランについて、御手元の資料の１５ページ、担当課が企画政策課の政策調整係というところになります。

ここの質問をさせていただきたいんですが、まず、こちらに書かれているとおり、「行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）の本市での導入可能性を検討してきた。」と、ここに書かれています

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ので、まずこのP F Sについてちょっと説明をお願いしたいんですが。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） P F Sですけれども、成果連動型民間契約委託方式ということで、通常、市が事業者さんと何かのことで契約を結ぶときには、こちらで仕様を固めた上で水準を求めた上でそれに見合った金額で契約するんですが、この契約方式ですと、例えばよくあるのが福祉分野とか健康福祉分野なんですけれども、がん検診の啓発のP Rをうちでやりますよと。それで、イベントとかを打って、その参加者数ですとか、その成果に応じて、最初にこれぐらいの成果が上がればこれぐらいの金額というような変動型の価格を設定して、成果に連動した報酬となるような形で契約を結ぶ方式でございます。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

そうすると、これはもう既にここは前期アクションプランから引き続き検討ということで、実際にもうそれをやられているんでしょうか。それと、令和7年度からここは書かれていますが、まだやっていないんでしょうか。どちらでしょうか。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） この契約の方式に親和性があるかなというのが、先ほど申し上げたとおり健康福祉分野かなと思っているんですが、そちらの所管部局等導入できないかといったところで検討を進めているんですが、まだ導入には至っておりません。

○委員（西川佳克君） 分かりました。

そうすると、ちょっとまた下の段になりますが、「健康増進や将来の市の負担軽減にもつながる分野の事業への活用検討の可能性が見出された」ということなので、これちょっと私もまだ調べてなくて恐縮ですけれども、さっき言った福祉とか健康分野ってなって、具体的にどういったところを進めていこうかなというふうに思われているのか。もし、本市でやろうとしているところがあるのであれば具体的にちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） 他市の事例とかでも、やはり健康福祉分野、先ほどちょっと申し上げたがん検診とか、なかなかその検診を市で募集しても受診率の向上につながらないようなものに関して、事業者が魅力ある募集の仕方をする事で参加者が増えて、結果的にそうやって参加者が増えることによって後々市の医療関係のかかる費用の削減につながるといったところで、そこで削減できる費用を見越して報酬を設定して、成果に連動した報酬を設定して募集するというような形が他市では一般的によく見られる事例ですので、我孫子市においても導入する可能性があるとなればそういった分野かなというふうに考えて、担当部局と調整を進めているところです。

○委員（西川佳克君） 他市の事例ってたくさんあったんですね。やっぱりこれ一つに限らず、先ほどがんという文言を言われましたけれども、もっといろんな分野で生活習慣病、糖尿病、人工透析、それから新しく健康に関するようないろんな事業の取組、ちょっと数は忘れちゃったけれども、数十の事例が多分うたわれていたと思うんですが。そういった意味では、がんだけに特化したもの

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

にしようとしているのか、それとももっと幅広く、まだこれ途中なんですけれども、これからもっと幅広く検討を進めていこうとされているのか、その点はいかがでしょうか。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） 企画政策課の立場としましては、こういった契約方式もあるといったことを全庁的に周知しまして、実際にその事業を所管する部局において、今やっている契約方式と比べてこちらのほうが効果的なのかどうか、そこら辺の検証自体はなかなか企画政策課のほうで現場が全て分かっているわけではないので、最終的な判断は事業所管課に委ねるところになるかとは思いますが、積極的にあらゆる分野で全庁的にこういった事業については周知を図りまして、検証した上でよいと判断すれば導入を促すような形で進めていきたいなと思っております。

○委員（西川佳克君） そうすると、ここの最後の令和9年度に書かれていますが、「適切に周知を実施しながら取組を実践する。」と。その上のほうで「内閣府の助言制度を活用」するということに書かれているんですが、結論からすると、この令和9年度に実施をするという形で取り組んでいくという理解でよろしいですか。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） 令和7年度、8年度、内閣府の助言制度も活用しながら、諸事業所管課と検討しまして、取り入れた場合、既存の今の方式と比べてどうなんだろうといったところを検証して、検証した結果、優位性が認められるということであれば、令和9年度に導入するようなことを目標に進めていきたいなと考えておりますが、令和7年度、8年度の検討過程において、やはり事務が煩雑になるとか、そのデメリット、メリットといったところを検証した上で、導入には至らない判断になる可能性もありますが、優位性があると判断した場合には、令和9年度が目途としては、そこら辺の年度に導入を進めていければと考えております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、この前期アクションプラン、後期アクションプラン、私ずっと見させていただいて、非常にいい取組をされているなど。本当に担当課のほうでいろんな、これもう担当課がいろいろあるので一つ一つ申し上げられませんが、計画を立てられて、これ実行していただきたいというのはほかにもたくさんあるので、できませんでしたということが、できるだけそういうことがないようにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

さっきのネーミングライツの話もしたんですけれども、担当課は違いますが、やっぱりここにうたわれている、とアクションプランやましようねというふうに企画・計画されていて、皆さんでいろいろ議論されてやってらっしゃると思うので、こういったところは市民の目も触れることなので、後期ですから令和7年度と8年度と9年度ということなので、もう少し時間があると思いますので、ぜひ引き続き実行していただきたいというふうに思います。最後、御答弁よろしく申し上げます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○企画政策課長補佐（河合真吾君）　ありがとうございます。

行政改革推進プラン自体、全体の旗振り役としては企画政策課が事務局となってやっております。ただ、やはりその事業一つ一つは、各事業を所管する課が改善意識を持って取り組まなくてはいけないものなのかなと考えておりまして、この３年間で令和７年度、８年度、９年度それぞれ年度ごとの実行の目標、この年度までにここまでやるよといったところ、かなり今回の後期のプランでは具体的に書き込んでいるつもりでございます。

これを目途に、年度ごとにその達成がどうだったのかといった達成具合についても、外部の有識者で構成される行政改革の推進委員会のほうに諮りまして、様々な進捗状況についての御提言とかもいただきながら、それをまた課にフィードバックしまして、進行管理をしっかりと図りながら進めていきたいなと考えております。

○委員（佐々木豊治君）　先ほども触れましたけれども、再度企画のほうにお伺いいたします。

業務案内にこのたび窓口ですけどね、広報あるいはホームページ等に市民の皆さんに知らせると思いますけれども、いつ頃、それを企画のほうで考えておるのでしょうか、お伺いいたします。

○人事課長（海津里史君）　市政一般報告でも報告させていただいたとおり、来年の１月５日月曜日から、本庁舎、そして分館、そして東別館におきまして、窓口といいますか、来客する方の受け付けする時間帯を、現在８時半から夕方５時まで行っているところを、朝夕それぞれ３０分ずつ短縮し、朝は９時から、夕方は夕方４時半まで受け付けるというふうに変更していくということを考えております。このような内容をまず広報では１０月１日号に掲載いたします。あわせまして、同日でホームページ掲載、さらにＳＮＳですとか、庁内でチラシですとかを配布するとか、そういったことで周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員（佐々木豊治君）　いずれにいたしましても、市民の皆さんにできるだけ分かるように周知を徹底していただきたいと思います。せっかく窓口に来られて、市民の方が何だよということならないように、やっぱり大変大事なことでございますので、私どもは分かりますけれども、特に新聞等取っていない方が多々あります。また広報を出されても、まず見ない方が多いんですね、最近は。だからその辺は十分頭に入れて対応していただきたいなと思っております。お願い申し上げます。

○人事課長（海津里史君）　我々といたしましてもできる限りのことを行いまして、利用される方に、知らなかったというようなことが極力ないように努めていきたいと思っております。

○委員（佐々木豊治君）　１０月１日に広報云々という話ありましたけれども、１回だけじゃ駄目なんですよね、こういうのは。一番大事なことですから。できるだけ数回やられると大変私は助かると思います。お願い申し上げます。

○人事課長（海津里史君）　すみません、先ほど申し上げればよかったんですけど、１０月１日号と、今考えているのは直前の１２月１６日号にも掲載することを考えております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（佐々木豊治君） 次に、企業のふるさと納税。先般の議会でも議論されておりましたけれども、非常に分かりにくいんですね、私個人としては。

というのは、例えば、給付金とか地方創生に云々っていうことがありますもんですから、その辺はどのような仕組みで、せっかく企業の方がふるさと納税されたときにやってくのかということですね、ちょっともう少し具体的に教えていただければと思います。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） 企業版のふるさと納税についてですけども、こちら令和9年度までの時限的な制度となっているんですが、基本的には自治体がそれぞれ地方創生の取組を進める中で地域再生計画という、こういった形で市は地方創生に取り組んでいきますという計画をつくりまして、国のほうに上げて認定を受けます。認定を受けた地域再生計画に基づく様々な取組について、賛同いただける企業のほうから、その事業に使ってくださいという形で寄附金を頂いて、企業のほうはそういった形で寄附をしますと、法人関係の税のほうから最大9割税控除を受けることができるという形で、少ない負担で自治体を応援できるというような制度となっております。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。ありがとうございます。

いずれにいたしましても、企業の皆さんにどのようにアナウンスしていくかということが大事だと思うんですよ。大勢の企業の方が参加してもらわないと、せっかくいいふるさと納税というのは役に立たないと思うんですよ。その辺どのようにPRしていくかということをひとつ考えておりますか、お願いいたします。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） この制度は、やっぱりその地方創生の事業に賛同していただいて、こういった事業だったらぜひ有効に使ってくださいという形で御寄附を頂くものですので、まずはやはり我孫子市が地方創生にこれだけ取り組んでいますよといったことを外部に向けて周知するとともに、事業者様のほうには、先ほど申し上げたとおり税控除を受けられるというメリットもございますので、そういったメリットもお伝えしつつ、様々な場面で制度の周知を図っていきたいと思っております。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。

いずれにいたしましても、これは大変いいことなんですけれども、税控除ということはやはり企業としては大変これは救いなんです、いいことです。だから、その辺をいかに理解してもらうかということが皆さんの努力にかかっていると思います。ひとつよろしく願い申し上げます。

以上です。

○委員（飯塚誠君） 本会議でも質問させていただきました外国人との共生社会の実現に向けてのうち、再度なんですけど、外国人で直近3年間で流入人口が多い相手国ベスト3を、もし人数等も分かればお示してください。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 過去3年というところで、まず、令和4年度から申し上げま

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

すと、一番多いのが中国の方、それから次にベトナム、それから次にネパールというような形になっております。

続きまして令和5年度になりますと、1位は同じく中国の方になるんですが、2位がネパールの方、3位がベトナムの方という形になります。

続きまして令和6年度、すみません先に申し上げればよかったんですが、いずれも1月1日現在のものになるんですが、こちら令和6年度、令和7年1月1日になりますが、ここで第1位がネパール、第2位が中国、第3位がベトナムという形になっております。

○委員（飯塚誠君） 上位の国はほとんど一緒なんだけれども、順位が若干、中国を超えてネパールとかベトナムなんかが増えてきたということなので、それは本会議で。じゃ、この方々が来るというのは何のビザで。先ほど技能修習も入っていましたが、例えば、就学なのか、就労なのか、技能修習、そういうことが分かっているればお答えください。分からなければ分からないで結構。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 国籍別にどのような目的で来られているかというのは、ちょっと今現在分からないものなんですが、令和7年の5月7日時点での情報になりますが、在留資格、市内にいらっしゃる外国人の目的別なんですが、第1位としては留学目的、第2位として永住の方、第3位として家族滞在というような形になっております。

○委員（飯塚誠君） 私、お付き合いしているある農業法人のところの方も外国人の方が多くて、これはネパールだったと記憶しているんですが。何か出入国管理局が来たと。だから飯塚君ちょっと来てくれと。出入国管理が来てもしようがないんだけど。でも結局、違法状態の入国だということをその方々は言っていました。多分なんだけど、聞いているとどうやら就学ビザで入ってきて就労しちゃっているのかなって。でも、僕は出入国管理局じゃないから、我々は共生なので。

だけど、その方々に聞くとどうやらね、僕らも何のビザで入ってくるか分からないと。それで聞いていると、結局、自国、どこの国でもそうなんだけど、コーディネーターみたいなのが自国にいらっちゃって、その人に例えば200万円とか300万円払うと、何のビザで入ればいいのか、それで働き口もくっついてきて、逆に言うと、住むところも、このアパート安くてもう話がついているからって。だから我孫子、成田線沿線が多いのかなって気がする。そういうコーディネーターに払って、全てがコーディネートされて来るから、僕らも分からないっていうの。それはそうだと思うんですよ。我々が例えばネパールに行くときに、何のビザでどこ行けばいいか分からないから、そうなるって。

それは違法か適法かは、どうぞ出入国管理局でやっていただくとして、何が言いたいかというと、そうやってやって来て、前回いわゆる専門学校で説明会をしていただいて、今度は大学でもやりたい、今度できるって。それは有効だと思うんですが、仮になんだけど、就学ビザで入ってきて働いている人っていうのは専門学校には行っていないわけですよ、実態は。通信か何かの契約か何かは

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

知らないけど。そうすると、我々としては共生社会を実現するという意味においては、お互いが分かち合うということが大事じゃないですか。

そうすると、ひょっとすると専門学校とか大学に説明幾ら行ってもそこにいない人だと空振りになっちゃうので、実はこれ働いている人がやっぱり多いわけですよ。そうすると、働いている口がどこが多いのか。多分、就労にしても我孫子のエリアか茨城県かは分かりません。だけど、この辺に就労させてくれるところが多いから来ているんだと思うんです。就労がなければ仕送りもできないという話だから。その辺の実態的にはどうなのでしょう。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） このほど国の法律等の改正がありまして、現在、国で全体的に労働人口の減少がある中で、外国の人材の確保を積極的に進めていく中で、その結果として、我孫子に限らず日本全国で外国人の労働者の方、増えてきている状況がありまして、その中で一方で急激に外国人が増える中で、日本人と外国人の相互理解の不足によりトラブル等も少しずつ多くなっている。そういうようなところも鑑みまして、国として法律の改正により、特定技能1号、2号で日本にいらっしゃっている方に対して、各地方公共団体のほうに共生社会の実現に向けて、来ていただいている外国人に協力をいただくということの中で、令和7年の4月1日からその外国人の方が働いている事業所から各地方公共団体に対して、協力確認書というのを提出をいただいております。

その内容というのが、市内の事業所で働いている方の把握と、市内に住んでいらっしゃる、そういった特定技能の1号でいらっしゃっている方の情報が我々の元に入ってきております。それが数として現在でいきますと、約四十数事業体の方から提出をいただいておりますので、そういったところに対しまして、日本でのマナーですとか、そういったものの資料をお送りすることによって、そちらの方に対してマナー啓発ですとか、そういったことがやることができるかなと思いますので、先ほど申し上げたように、日本語学院等にもそういったマナー啓発を積極的に行うと同時に、今お話をした実際に働いている方の事業所を把握しておりますので、そちらに対して啓発をしていくことで、働いている方へのマナー啓発ができるものと考えておりますので、今ちょっとそのところを考えているところでございます。

○委員（飯塚誠君） 言わんとしているところは、あくまで任意で、専門学校にしろ、就労している事業所にしろ、任意で我々が協力して頑張っていこうよということなので、あくまで任意なんですけど、でも結局専門学校じゃなくて、働く事業所にしか行っていない人にとっては、そこに行って説明しないと意味がないので、そこは我々と違うのは、役所は公的な機関なので情報も集められると思うんですね。我々じゃ個人情報だから駄目ですよってなっちゃうと思う。だから、それは役所としてはちゃんとつかんで、でも公表はしませんが。ただそこに行ってやる努力をやっぱり徹底的にやるということだ。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

先般、僕ね、警察の方とヒアリングをしていたら、埼玉県警で中国人の検挙数が減ってきていると。その減ってきているというのは数もそうなんだけど、例えばネパールだとか、分かんないですよ、ベトナムとか他国が増えてきちゃっているから比率として低下しているというのものもあるんだけど、でもここやっぱり何年間か努力をしてきたと。中国人の方々に対する説明。だからやっぱり努力は必ず実るということですよ、それ減るということはね。

だから、やっぱりそれは外国人の方が、地域の住民の方が。だって、やっぱりさ、私も呼ばれてね、ちょっとかわいそうだなと思うのは、ちょっと来いよなんて言って自治会長に呼ばれてね、ほら外国人増えるところなんだと。日本国が乗っ取られるということだぞみたいなことを叫んでいるわけです。全然レベルが違うわけですよ。

それは、仮にですよ、その人たちに投票権が認められるか認められないかというとなかなか難しい問題だけど、でも、それだって地方参政権の話でしょう。国の国会議員で選出する投票の話じゃないわけだから。ましてやそんなトラブルを解消するためにどうするかということは、両方の住民が考えなきゃならんことで、僕は外国人の人もちょっとかわいそうだなと。これ日本国が乗っ取られちゃうみたいな、何かトランプみたいな話になっちゃっているわけですよ。

だから私達も誤った認識も、やっぱり事件を発生させる要因になっちゃうと思うので。事業所も僕も自分が調べていくと、意外に茨城の県南って事業所が多いというんですよ、外国人を雇って。でも、僕にはちょっと分かんない。でかい工場。だから、ひょっとすると中小零細の工場が雇っているのかもしれない。でも何か県の人たちはそう言っていました。だから、そういう実態をまず我孫子市として調べて、それで事業所がオーケーしてもらえれば、説得してね、そこに説明に行きますという。それは専門学校だけじゃなくて、ぜひそういう努力も継続してやっていただきたいと思います。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 委員おっしゃられるとおり、外国の方に、来ていただいている方にそういった日本のマナーとか啓発をしていくことは非常に大事だと思いますし、今御提案あったように、事業所等もしっかりこちらで把握しながら、できる限り啓発に努めてまいりたいと思います。

また、同じくおっしゃられたように、外国の方にマナーを啓発して理解していただくだけではなくて、今我孫子市に住んでいらっしゃる日本人の市民の方にも、正しい外国人の理解をしていただくことによって相互理解が進んで、多文化共生の社会を実現できると考えております。本会議でも多くの議員の皆様方から御質問いただいたとおりでございますので、そちらに向けて課として頑張っていきたいと考えております。

○委員（飯塚誠君） ふるさと納税、これも質問したものであります。

僕、あのやり取りを聞いていて思ったのは、やっぱりそれはニーズの返礼品が何かというのも大

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

事なんだけど、受けてくれる企業がないと駄目だよ、ふるさと産品として。時間がなかったのだからあのときは質問しなかったんだけど、企業側で例えばどういふのができますかと、やる気がありますかみたいなヒアリングに行ったときの課題って何ですか。受け手のふるさと返礼品を依頼できる可能性がある事業所の反応というのはいかがでしょうか。

○企画政策課長補佐（河合真吾君） この4月から我々企画政策課のほうで所管しておりまして、より返礼品の開発に向けて進めていきたいという考えで、市内の事業者さんと面談も行っている中で、やはりまだなかなか、例えば個人で経営されている飲食店とか、そういったところにお声かけに行き、こういった形で返礼品できませんかというようなお願いに参るんですけども、やはりそもそも今の仕事だけでキャパとしていっぱいいっぱいだよとか、またふるさと納税の返礼品としてインターネットを通じて注文が入ったら発送しますので、そういったネット通販みたいなことはこれまでやってきていないので、どういふふうにやったらいいのか分からないよとか、またそれ注文入ったらその発送業務もしなくちゃいけないので、そういった手間まで割けないよとか、やはり大規模に展開して事業をやられている方はなかなか少ないので、今の経営状態としては今の仕事だけでいっぱいいっぱいだよというような声が、お断りされるときの一歩の理由かなというふうに思っております。

○委員（飯塚誠君） やっぱりそこが出てくれないと、我孫子市としては広げようがないので、悪政であっても我孫子が負けないためにはそこのところ。もしさっき言ったネット通販の課題とかいったら、確かに私のところに来て、私が事業者だったら嫌だって先入観が。だけど、やっているところとか、成功している事例を言うと、そんな大したこと、悪いけど、慣れてしまえば、いわゆる農家だって、今、漁村なんかに行っても、もう釣り船を動かしている個人がもう商取引をしている時代なので、そんな大変じゃないと思うんですよ。それは成功事例も含めてよく説明していただいて。

やっぱりそこは相手方も返礼品の魅力、確かにあれに参加して返礼品が来たからといって、企業の名前が商品名に付されているわけじゃないので、事業者サイドがあんまりメリットが、僕もそこが僕一番なんじゃないかな。大手は意外にそういうのをコマーシャルしちゃうということで、広告宣伝費だと思えば手間のお金もその中だっていう発想はあると思うんですよ、某ビール会社とかはね。だけど、小さい零細企業だと、それが果たして自分のところの利になるのかどうかというところですよ。

だから、我孫子ゴルフ倶楽部なんかでもそうだけど、そこは利にならない、自分の利にならないと、そのメンバーさんのプレー機会を奪ってまでそこをやっても、もう既に有名だよみたいな話なので。そこところは、やっぱり事業者を集めるところに全力を傾注していただいて。やっぱりそうじゃないと返礼品の数は増えようがないので、かといって赤字では困るので。ぜひその課題

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

解決のためのツールをしっかりと準備をして伺っていただきたいと思います。

○企画政策課長（吉岡朋久君） 確かに委員のおっしゃるとおりだと思います。

事業者のほうのメリットとしましては、一般的な通販と絶対的にふるさと納税で違うのが、例えば手数料、郵送料とかが事業者にはかからないというところが大きなメリットとしてあります。そういうことを我々としても、今、絶対的に説明を入れて、今までやってきた事業とふるさと納税事業でやることについてのメリットというものを説明させていただいて、何とか説得という言い方が正しいか分からないんですけど、せっかくふるさと納税市場というものが拡大傾向にありますので、ぜひ事業者の活性化を含めて参入していただだけませんかというところで、まず最初の一步です。委員がおっしゃるように、やってみれば意外とというところを、何とかそこを納得していただけるように最初の一步目を踏み出すきっかけをつくる努力をしていきたいと思います。

○委員（飯塚誠君） 意外に受けていない私の知り合いの事業所に聞くと、僕びっくりするのは、ふるさと納税に対する評価だとか、返礼品がどうかなんていうことを考えている経営者ってほとんどいなくて、何か悪かったな、この間役所の職員に来てもらっちゃったんだけど、何かあんまりいい返事じゃなかったみたい。あと1回、2回来られたら受けたよみたい。だから、それだけ皆さんが訪問することとかコネクト取るとは意味があることだということですよ。

我々がやれって言っても、おまえごまかしてんだろうと。うちは大変だけど。でも、職員が行くと悪いなと。ましてや副市長とか市長が来たら、もう次来たらギブアップだなみたい。でもね、僕はそれは、さっき言った第一歩としてはかなりアドバンテージだっていうことです。職員が来て、そんな別に市長とか副市長じゃなくても、職員が来てくれるだけで、やっぱり何とか応えてあげたいなという思いがあるということは、僕はすごいアドバンテージだと思っていて。だからあともう一押し、二押しなんだろうと。そのやり方というのかな。

それで要らないというのは、迷惑に、夜来られても困るだろうけど。でも、そこはそういうふうに向こうは捉えてないわけだから、もうちょっとの踏ん張りでコネクトが取れるところまで来ているので、ぜひ頑張ってもらいたい。答弁結構です。ありがとうございました。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないようですので、以上で所管事項に対する質問を打ち切ります。

以上で本委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時15分散会